

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第18号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事	略	知事	略
の事	水産試験場	の事	水産試験場
務部	場長 次長 部長 総務課長	務部	場長 次長 部長 総務課長
局	船長（試験船おしどりの船長を除く。）	局	船長
	略		略
略		略	
備考	略	備考	略

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。